

件名： 山口市介護福祉士就職促進補助金の創設について
担当課： 健康福祉部 介護保険課 管理担当 （電話：083-934-2805）

本市においては、高齢化の進展により、今後、介護サービスを必要とする高齢者が増える見込みとなっています。そうした中、現在、介護の現場では、慢性的な人材不足が深刻化している状況となっています。

このたび、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、必要な介護人材を確保し、サービスの提供基盤を整えるため、市内の介護サービス事業所に介護職として初めて勤務する介護福祉士に対し、引越などの費用の一部を助成する「山口市介護福祉士就職促進補助金」を創設しました。

1 対象になる職種

介護福祉士（就業開始時の満年齢が29歳以下）

2 助成内容

次の補助対象経費の2分の1を助成します。（最大10万円）

①家財道具の運搬のため引越業者、または作業を依頼した者等に支払った費用

②家財道具の運搬のため利用した車両等の燃料費、借上料及び有料道路料金

③交付対象者及び親族の移転先までの移動に係る交通費

④住宅の賃貸借契約の締結に伴う礼金

※助成の要件等、詳しくは、別添のチラシを御覧ください。

3 事業費

100万円

4 事業開始日

平成30年9月1日

5 事業の周知方法

- ・市ウェブサイトへの掲載
- ・山口市介護サービス提供事業者連絡協議会への情報提供
- ・介護サービス事業者が介護職の採用活動等を行う際、対象者へチラシ等を配付

山口市で介護の仕事を始めませんか

～山口市介護福祉士就職促進補助金のご案内～

介護福祉士が初めて市内の介護サービス事業所に勤務する場合、引越費用などの2分の1（最大10万円）を助成します。

対象になる職種

介護福祉士

助成の要件

①から⑥のすべてに該当する方です。

①就業の1か月前の日から就業までの間に本市へ転入し、又は就業のために転居し、市内事業所に正規の介護職員として初めて就職した方。

②就業開始日から3か月以上本市に居住し、かつ、引き続き市内事業所に雇用されていること。

③就業開始時の満年齢が29歳以下の方。

④市税の滞納のないこと。

⑤転勤、出向等の理由による転入ではないこと。

⑥他の類似の助成制度を利用していない、または利用する予定がないこと。



助成金額

(1人1回限り)

次の補助対象経費の2分の1…最大10万円

1. 家財道具の運搬のため引越業者、または作業を依頼した者等に支払った費用
2. 家財道具の運搬のため利用した車両等の燃料費、借上料及び有料道路料金
3. 交付対象者及び親族の移転先までの移動に係る交通費
4. 住宅の賃貸借契約の締結に伴う礼金

手続きの流れ

① 申請

◆交付申請書（様式第1号）と必要書類を市にご提出ください。

申請に必要な書類等、詳しくは市ウェブサイトをご覧くださいか、介護保険課までお問い合わせください。

就業された日の3か月後から、申請手続きが可能となります。

申請される際は、補助金の対象となる引越費用や交通費等の領収書等が必要となりますので、ご注意ください。

② 交付決定

◆申請書の内容を審査し、市が補助金の交付を決定します。

③ 補助金交付

◆補助金を交付しますので、請求書（様式第7号）を市にご提出ください。

提出後、市から補助金を交付します。

【お問い合わせ先】

山口市健康福祉部介護保険課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL：083-934-2805

E-mail：kaigo@city.yamaguchi.lg.jp

ウェブサイト：<http://www.city.yamaguchi.lg.jp>



～山口市若年UJターン者移転費用補助金のご案内～

山口市では、県外に居住する若年者のUJターンによる市内の事業所への就職の促進にも取り組んでいます。

県外から山口市へ転入される場合（新規学卒者を除く）で、就労先の事業者が上記事業への登録を行っている場合、どちらかの補助金を選択することができます。

【内容】

登録事業者へ若年UJターン者が就職する際の移転費用を支援するもの。

補助対象経費（引越に係る運搬費、交通費等）の2分の1…最大20万円

【お問い合わせ先】

山口市経済産業部ふるさと産業振興課

TEL：083-934-2719

E-mail：furu@city.yamaguchi.lg.jp

山口市介護福祉士就職促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就業初期の負担軽減を図ることにより、介護福祉士である者の山口市内の介護サービス事業所への新たな就職を促進することを目的とする「山口市介護福祉士就職促進補助金」(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは施設サービスを行う事業所、又は山口市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定を受けた事業所をいう。

(2) 介護職

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う職をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、1人の交付対象者が補助金の交付を受けることができるのは、1回限りとする。

(1) 介護福祉士である者であること。

(2) 就業の1か月前の日から就業日までの間に本市へ転入し、又は就業のために転居し、雇用期間の定めのない、1週間の所定労働時間が32時間以上の常用雇用者として、市内の介護サービス事業所に介護職として初めて雇用された者であること。

(3) 就業開始日から3か月以上本市に居住し、かつ、引き続き市内の介護サービス事業所に雇用されている者であること。

(4) 就業開始時の満年齢が29歳以下である者であること。

(5) 市税の滞納のないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象としない。

(1) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者

(2) 他の類似の助成制度を利用した又は利用する予定である者

- (3) 転勤、出向等の理由により転入してきた者
- (4) 山口市暴力団排除条例（平成23年山口市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員密接関係者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が支払った次に掲げる費用とする。

- (1) 家財道具の運搬のため引越業者又は作業を依頼した者等に支払った費用
- (2) 家財道具の運搬のため利用した車両等の燃料費、借上料及び有料道路料金
- (3) 交付対象者の移転先までの移動に係る交通費（交付対象者と同時に本市へ転入する住民票上同一世帯の親族の移動に係る交通費を含む。ただし、対象経費の算定に当たっては、山口市職員等の旅費に関する条例（平成17年山口市条例第44号）及び山口市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年山口市規則第43号）の規定を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とする。）
- (4) 住宅の賃貸借契約の締結に伴う礼金

（補助金額）

第5条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、就業開始日から3か月を経過する日の翌日から起算して60日以内に、山口市介護福祉士就職促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し（補助対象経費が礼金の場合、住宅の賃貸借契約書の写し）
- (3) 介護福祉士登録証の写し
- (4) 住民票の写し（世帯全員のもので、就業開始日から3か月を経過する日の翌日以降に交付されたもの）
- (5) 就業証明書（様式第3号）
- (6) 本市が発行する滞納の無いことの証明書
- (7) 誓約書（様式第4号）

(8) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の額を決定し、山口市介護福祉士就職促進補助金交付決定通知書(様式第5号)又は山口市介護福祉士就職促進補助金不交付決定通知書(様式第6号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定通知書を受けた日から30日以内に山口市介護福祉士就職促進補助金請求書(様式第7号)により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、交付決定者から前項の規定による適法な請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、山口市介護福祉士就職促進補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助金の交付決定の一部、又は全部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定に基づき補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、山口市介護福祉士就職促進補助金返還請求通知書(様式第9号)により、期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。
ただし、失効日前にこの要綱の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については、なお従前の例による。